

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

| 支局等名 | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|-------------|-----------------|
| 金沢地方法務局 | かほく市大崎 |
| 金沢地方法務局 | 河北郡津幡町字倉見 |
| 金沢地方法務局 | 河北郡津幡町字田屋 |
| 金沢地方法務局 | 河北郡津幡町字富田 |
| 金沢地方法務局 | 河北郡内灘町字室 |
| 金沢地方法務局 | 河北郡内灘町字宮坂 |
| 金沢地方法務局七尾支局 | 鹿島郡中能登町黒氏 |
| 金沢地方法務局七尾支局 | 鹿島郡中能登町東馬場 |